

東大阪市生活保護費仕分搬送業務仕様書

東大阪市生活保護費仕分搬送業務委託（以下「搬送業務」とする。）に関する仕様は以下のとおりとする。

1 委託を行う場所

委託を行う場所は東大阪市内の次の福祉事務所（以下「本市福祉事務所」とする。）とする。

事務所名	住所
西福祉事務所	東大阪市高井田元町2丁目8番27号
中福祉事務所	東大阪市岩田町4丁目3番22号300
東福祉事務所	東大阪市旭町1番1号

2 委託を依頼する業務

本市福祉事務所の用意した所定の封筒に現金を金種別に仕分して袋詰めし、封筒のペロを口折りしたうえで封印して、業務所定日の各福祉事務所と調整した時間に本市福祉事務所に引き渡す。

3 委託件数

本市福祉事務所における仕分搬送件数の目安は次のとおりである。なお、各月により依頼する件数は変動することがある。

・東福祉事務所

令和7年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口支給	件数	94	108	93	91	98	92	97	101	102	108	106	104	1,194
	金額	9,324,406	10,845,913	10,049,657	9,426,101	10,189,194	10,123,702	9,336,969	10,749,763	11,914,477	11,824,753	11,372,225	11,339,081	126,496,241

・中福祉事務所

令和7年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口支給	件数	97	87	89	84	82	83	83	81	76	78	88	90	1,018
	金額	9,695,609	8,608,502	8,791,049	8,335,136	8,028,036	8,063,480	8,306,412	8,920,925	8,814,122	8,275,434	8,719,151	9,214,617	103,772,473

・西福祉事務所

令和7年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
窓口支給	件数	239	240	246	250	275	273	255	249	273	247	236	249	3,032
	金額	23,083,331	23,365,750	22,145,708	23,570,879	24,069,699	24,716,994	23,087,429	23,392,578	28,020,498	23,346,259	22,944,129	23,419,622	285,162,876

4 業務所定日

業務所定日は次のとおりとする。

支給月	支給日
7月	令和8年 7月 2日 (木)
8月	令和8年 7月31日 (金)
9月	令和8年 9月 2日 (水)
10月	令和8年10月 2日 (金)
11月	令和8年11月 2日 (月)
12月	令和8年12月 2日 (水)
1月	令和8年12月25日 (金)
2月	令和9年 2月 2日 (火)
3月	令和9年 3月 2日 (火)

5 業務の手順

(1) 各月の業務所定日4営業日前までに本市福祉事務所が設定する個別番号、氏名、金額等が記載された封筒及び個別番号ごとの金種一覧の引き渡しを行う。

なお、封筒及び金種一覧の引き渡し方法、時間等は本市福祉事務所との相談とする。引き渡しに際し、別途用品、費用がかかる場合は委託先の負担とする。

(2) 各月の業務所定日の3営業日前に委託場所である本市福祉事務所が指定する以下の口座から委託先業者が指定する口座に振り込みを行う。

なお、振込にかかる費用は本市福祉事務所の負担とする。

事務所名	振込み元
西福祉事務所	りそな銀行 東大阪支店
中福祉事務所	大阪シティ信用金庫 若江岩田支店
東福祉事務所	三十三銀行 東大阪支店

(3) 業務所定日の各福祉事務所と調整した時間に委託場所である本市福祉事務所3か所に仕分した保護費を引き渡す。警備にあたる委託先職員は最低2名以上とする。

なお、かばん等の搬送に必要な用品等の費用は委託先の負担とする。

6 業務の遅延及び事故について

(1) 理由の如何を問わず、現金の仕分及び警備輸送が著しく遅延若しくは、実施が困難となる等、業務遂行上の支障が生じ、あるいは予想される場合は、すみやかに本市福祉事務所及び委託する東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課(以下「生活福祉課」とする。)

にその旨を報告し、協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(2) 凍結・降雪・吹雪・暴風等により警備輸送車の運行が困難と判断した場合は、本市福祉事務所及び生活福祉課に通知し、警備輸送車が安全運行できる状態を待って運行するものとする。

(3) 委託先から本市福祉事務所の経路上での車両事故等が発生した場合は、すみやかに委託場所に搬送する保護費の安全確保、緊急要員の現場への急派等の措置を実施し、同時に遅延なく委託場所及び生活福祉課の緊急連絡先に報告を行う。

7 損害賠償

(1) 本委託事業に基づく委託先の業務範囲において業務遂行中に委託先の責に帰すべき事由により事故が生じ、本市に対し損害を与えた時は、以下の場合を除き、その損害を賠償するものとする。損害賠償の対象となる損害には、理由の如何を問わず、本市福祉事務所の業務が休止又は阻害されたことにより生ずる逸失利益及びこれにかかる費用は含まないものとする。

(2) 戦争、暴力、政治的又は社会的騒乱、その他類似の事故による不可抗力の損害。

(3) 法令又は公権の発動による輸送の差し止め、開装、没収等による不可抗力の損害。

(4) 委託先の責によらない交通の停滞又は渋滞でやむを得ない場合の遅延損害。

(5) 委託先の責によらない保護費の勘定不都合による損害。

8 損害の程度

委託先の賠償する金額は、実損害額を賠償するものとする。なお、損害及び損害算出は次のとおりとする。

- ・ 現金は券面表示額
- ・ 事故発生により、本市福祉事務所及び生活福祉課が直接損害の回復若しくは拡大防止のために支出を要した関係先に対する通信費及び交通費

9 機密の保持と防犯

本業務に関し知り得た業務内容及び機密事項に関する情報を本契約の有効期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならず、本契約の目的以外に利用してはならない。

10 契約の解除

生活福祉課は委託先が次の状態に該当する場合はいつでもこの契約を解除することができるものとする。

- ・ この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ・ この契約に違反したとき、又は指示事項を順守しないとき。

1 1 再委託の禁止

再委託については、原則禁止とする。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、業務範囲を限定し、予め再委託承認願を提出したうえで市の了承を得ること。

1 2 その他

搬送業務終了後の保護金品について、疑義が発生する等、本市福祉事務所が仕分業務について、委託先に対し説明・資料の提出を求めた場合、すみやかに対応を行うものとする。